



## はじめに

並木美砂子 (JWCS理事・帝京科学大学教授)

日本動物園水族館協会 (JAZA) に対して、世界動物園水族館協会 (WAZA) からの会員停止通告があったことに端を発し、さまざまなメディアが水族館における小型鯨類(イルカ類)の話題をとりあげたが、その多くが、「欧米から、捕獲方法(追い込み漁)の是非をなぜ問われるのか?」ということであった。また、捕鯨文化を有する日本への脅威である、というようなニュアンスの報道のされかたも目立った。

本論では、まず「会員は、野生動物捕獲による展示動物の調達は避けるべきである」という倫理要綱をもつWAZA(したがって、その会員であるJAZAはその規定を守らなければならない)の、その要綱を支えるAnimal Welfareの概念について紹介するとともに、水族館でのイルカ類の商業取引について考えてみたい。

## 1. Animal Welfare とは

Welfareということばを日本語にすると、福祉ということになるのが一般的であろうが、福祉はもともと弱者救済などのニュアンスがあるため、動物の苦痛を取り除くという意味での「配慮」「思いやり」ということばがWelfareの意味するところに最も近いとされる。本稿では、英語のままWelfareと表すか、動物への「配慮」「思いやり」で、その意味するところを表現する。

動物に配慮する行為の誕生と、その後の現代への大まかな流れは表1のとおりである。

Animal Welfareは、イギリスで、中産階級上流階級が、イヌなどの愛玩動物に配慮する、つまり人道的な道徳心を動物に対して持つという動物愛護運動にそのルーツがある。

しかしながら、「社会の中で苦しむ人間に対する思いやりにくらべ、動物への思いやりは、家庭・社会・経済の秩序を危険にさらすことなく遂行することが可能だった。彼らの抱える自意識と不安に際して、動物愛護運動は貧民の労働に依存して生活する人々が、世間に恩返しをしなければならないという義務感を、社会的な危険を伴わずに和らげるのに役立ったのである」(ターナー、1994,p.94)

と指摘されるように、人道的な改革の意識は、貧困にあえぐ人々に直接向けられたのではなく、弱者としての動物たちに向けられことで補われた。その意味では、Animal Welfareは、「人道的配慮」を施す側の感情の問題でもあった。

その後、生体解剖への批判、実験動物への配慮、産業動物への配慮、という形で動物の範囲は広がり、やがて、展示動物に対する配慮へと、その範囲が広がりを見せ、動物の分類群でも、哺乳類鳥類爬虫類に加え、魚類も含む脊椎動物全般へと配慮の必要な対象は拡大しつつある(Turnbull and Berrill,2010)。

20世紀に入り、野生動物の生態学的な知見が進むことにより、人間も生物とのつながりによって生かされており、野生動物への配慮という概念も登場しつつある。この過程では、動物にとっての耐えがたさとはどういうことなのか、どうすることが配慮したことになるのか、動物のもつ世界観や、動物がもつ感情を捕らえようとする努力もなってきた。それは、動物の行動を深く観察することや、その動物に特異的な認知のしかたの実験的観察などを通じて、動物の内的世界というものを科学的に

解明しようとするさまざまな研究の深化によるものである。

これらのWelfareの出発点はまず、そこに存在する「個体」であった。それは、我々がくっきりと認識でき、つぶさに観察可能な対象としての存在である。

しかしナチュラルヒストリーの一分野としての生態学は、個体とその環境に関する科学であることを含めつつ、概して「種Species」としての存続や共進化という概念を中心にしており、個体への关心や配慮がそのまま一般化して「種」への配慮に自動的にいきつくという単純なものではないと思われる。生命というものの深い洞察や、生物のさまざまな環境(人類が創り出してきた環境を含め)適応のありように、終わりなき关心を抱き続ける中で作りあげられる感覚であり、それらは科学的な知見に支えられつつも、非常に感性的な(我々の情動を伴う感受性の発達と不可分な)ものと考えられる。とくに人間存在の影響を視野に入れた将来に向かっての進化の中に現在を位置づけるというような、「考え方の習慣」をつくりあげ、それが当たり前のこととして人間が身につけることしか、種という存在への理解、あるいは、種が消えてしまう

ことへのおそれや悲しみの根源に行き着かないものであろう。

もしかすると、目の前の個体への配慮としてのWelfareだけではすまされない、生命の網の目自体への配慮の意味について、おぼろげながら洞察を深めようとする時期に人類はさしかかっているのかもしれない。本来はそれは、自分自身を含む人間の存在を大事に思うことも含まれて然るべきと筆者は思う。そして重要なことは、そうした感覚と、野生生物を資源として、顔のない利用対象として捕らえることとは相反するという点ではなかろうか。

Welfareがそのような歴史の中にいることを確認した上で、WAZAの「Code of ethics and Animal Welfare」をみてみよう。

表1 動物に配慮する行為の誕生と、その後の現代への大まかな流れ

|           |  |
|-----------|--|
| 近代以前      | 人間と動物は大きく隔てられ、動物の苦痛に対する感情移入はほとんど見られなかった  |
| 18世紀～19世紀 | 人間の苦しみと動物の苦しみは基本的に同じものとの考え方の拡がり<br>←博物学の発展・ダーウィンの進化論の衝撃                          |
| 19世紀      | 人間と自然を感情の絆で結びつけるものとして動物に光があたった) →愛玩動物への配慮の始まり                                    |
| 20世紀      | 「生態学的態度」の誕生→自然の「一部」としての人間、「生命それ自体の神聖さ」という新しい信念を触媒として                             |
| 20世紀後半    | すべての生き物が相互依存的に存在する自然界において、人間は生存のために必要なら他の生命を正当に使うことができるが、そこには他の生命への敬意が必要という発想の誕生 |

(参考: ターナー, ジェイムズ(1994)「動物への配慮」法政大学出版会)

## 2. WAZA の定めた倫理要綱と Animal Welfare

WAZAの前身は、1939年の動物園園長会議であるが、それは当初VIPな園長同士の交流の場であった。しかし、第二次大戦後、たとえばIUCNの中でも重要な役割を動物園が担うようになると、動物園が協力しあって野生動物の保護のために貢献するという方向性が明確になるとともに、園長会議は世界動物園水族館協会へと組織を変えた。動物園は野生からの収奪から保護へという転換の動きが始まり、ブリーディングローン(繁殖のための動物の貸し借り)によって展示動物を増やしたり、逆に野生復帰をめざしたりして、展示施設とは別の繁殖スペースを設ける、あるいは保全のための教育を積極的にすすめる場として動物園の機能を高める牽引役を果してきた。

WAZAは、1999年より自らの組織を束ね、世界中の動物園が保護施設となるべく、要綱の作成にかかり、2002年にはAnimal Welfareの項目がまとめられ、2003年のコスタリカの総会で正式に現在のCode of Ethics and Animal Welfareが決議された。その内容は表2のとおりだが、とくにその第4項では会員の義務として、「動物の入手において、野生

個体群への影響が考えうる際に「野生からの捕獲はしないこと」としており、加えて「苦しみを伴う非選択的捕獲に反対する(Cruel and non-selective methods of taking animals from the wild)」という立場も明確に示された。関連して付け加えるならば、「野生動物捕獲時には、逃げ場のないところでのシーティング(銃で撃つこと)は許されない」というように、動物自身が恐怖を味わうような方法での捕獲も禁じられている。しかも、苦しみや恐怖を廃するという配慮は、捕獲方法だけでなく、すべての動物園動物の扱いにおいてなされるべきであると指摘されている。すなわち、痛みや恐怖を経験する「動物の内的世界」を想像し、同情し、それらを極力排除すべきであるという信念のもとに、動物園でのあらゆる利

用(展示や教育的体験的活動、研究等を含む)を配慮深く行おうということである。

さらに、このような基準を満たしていない施設があった場合、それが、満たしたいという意志があるにもかかわらず弱小な財政的基盤により不可能に陥っているのであるなら、WAZAは、その施設に対して、何らかの援助をする立場にあるとも決議の中で述べられている。このように、加盟会員全体で、Animal Welfareを実現させていく責任を分かち合うことを宣言しているのである。

なお、日本動物園水族館協会は、1993年にWAZAに加盟しており、1999年以降の倫理要綱を巡る議論については当然、会員として関与し、2003年の総会での決議に賛成した経緯があることは銘記しておきたい。

表2 Code of Ethics and Animal Welfare(世界動物園水族館協会 2003 コスタリカ決議)の項目

1. Animal Welfare 動物への配慮
2. Use of Zoo and Aquarium Based Animals 動物園水族館での動物利用
3. Exhibit Standards 展示の原則
4. Acquisition of Animals 動物の入手
5. Transfer of Animals 動物の移送
6. Contraception 避妊(繁殖調整)
7. Euthanasia 安楽死1.
8. Mutilation (管理上の) 部位切断
9. Research Zoo based Animals 動物園動物の研究
10. Release-to-the-wild Programme 野生復帰プログラム
11. Deaths of Animals Whilst Care 飼育中の死亡
12. External Wild Animal Welfare Issues 野生動物への配慮に関する対外的問題

### 3. JAZA の「倫理要綱違反」とイルカの高額輸出先

このように、野生動物の捕獲を極力なくし、かつ、苦痛を与えて捕獲することを厳しく規制してきたWAZAは、2004年、初めて日本の追い込み漁(drive hunting)による和歌山県太地町でのイルカ類の捕獲を問題視し、2006年には会長名で、決議に違反しているのでやめるよう通告した。WAZAは、まず商業取引を前提とした生体捕獲や、とくにアジア中東の水族館にその生体が高額で取引されていることを重大視していた上、捕獲方法にも問題があるとした。WAZAからの「資格停止」の背景を、「追い込み漁」という漁法への批判」と解釈したJAZAは、それではどういう方法ならよいのかという疑問を持つのだが、太地で捕獲されたイルカの高額な値での水族館用取引の問題をJAZAとしてどう解決していくかについては、内部でどのように話し合われたか、筆者は情報を持ちあわせていない。ここに、おそらく重大な両者のズレがあったように思われる。たとえば、ヨーロッパ動物園協会が発行する機関誌では、とくに太地でのイルカが、食用である場合の100倍もの高額な値段で、畜養場から展示用として水族館に売られていくその実態が、コマーシャルハンティングとして強く批判されている。

では実際に、1年間にどのくらいのイルカが、捕獲され、どこに売られて行くのだろうか。表3は、財務省の統計資料をもとに、エルザ自然保護の会が作った資料を引用したものである。2002年から2011年までの10年間に、和歌山県(太地町)から外国に売られていくイルカの頭数と金額である。また、その売却先は、中東、ウクライナ、中国、韓国、フィリピンとさまざまな国であり、相場は、1頭あたり300から600万円となっている。とくに中国には、2010年11年と連続して44頭ずつ売られており、総額3億円を超え

ていることがわかる。

現在、中国25カ所の水族館は毎年のようにハンドウイルカなどの購入をしているほか(図1)、シャチも数年に一度程度、売られている。この中国の水族館はすべてWAZA未加盟であり、たしかに輸出許可が日本側からでていればワシントン条約にも抵触せず、中国側の輸入に違法性はないとも言えるため、その歯止め役は輸出側である日本が担わなくてはならない。動物園や水族館は、野生動物の展示を通じて、保全の意識を人々の中に広げることを使命としているのであれば、たとえ今現在、自然資源への脅威が確認されていないからといって、国内はもちろん、外国にも、展示利用を名目とした野生捕獲の継続にはむしろ警告を発し、見直していくべきと呼びかけるのがWAZA会員としての義務であろう。

会員停止通告を受け、WAZAにとどまるかどうか、JAZAは加盟の動物園水族館すべてに対し意思確認のアンケートをとる際、「会員継続することは太地での追い込み漁で捕獲されたイルカの導入(購入)は今後できなくなる」という情報を加えて判断してもらうという手法をとった。明瞭な判断基準が示されたともとれるが、その多数決をもって会員継続を決めたというところに違和感をもつ人々も多いのではないだろうか。そもそも、WAZA会員として、現在の倫理要綱決定に賛成しているわけだから、それに抵触しているという通達を受けた時点で、WAZA脱退かどうか多数決で決めるのではなく、どうやって会員全体で決定したはずのこの要綱を守っていくかを議論するのが出発点であるはずだった。

表3 和歌山県から外国に売られるイルカの頭数と金額

| Year                   | Dolphins Exported |                  | Details  |                          |   |
|------------------------|-------------------|------------------|--|--------------------------|---|
|                        | Grand total       | Price (1,000yen) | Countries bought dolphins  | Numbers                  | Price (1,000yen)                                |
| 2002                   | 17                | 38,866           | China<br>Taiwan  | 6<br>11                  | 24,000<br>14,866                                |
| 2003                   | 8                 | 34,298           | China  | 8                        | 34,298  |
| 2004                   | 14                | 48,352           | China<br>Taiwan<br>Philippines   | 5<br>5<br>4              | 23,749<br>14,053<br>10,550                      |
| 2005                   | 18                | 87,310           | China<br>Taiwan  | 17<br>1                  | 84,556<br>2,754                                 |
| 2006                   | 11                | 47,368           | China  | 11                       | 47,368  |
| 2007                   | 29                | 127,285          | China<br>Philippines   | 25<br>4                  | 115,166<br>12,119                               |
| 2008                   | 56                | 282,212          | Korea<br>China<br>Iran<br>the United Arab Emirates<br>Turkey                         | 1<br>27<br>12<br>4<br>12 | 4,516<br>153,286<br>61,297<br>30,846<br>36,267  |
| 2009                   | 34                | 133,519          | the Republic of Korea<br>China<br>Philippines  | 8<br>22<br>4             | 28,239<br>91,113<br>14,167                      |
| 2010                   | 79                | 276,950          | China<br>Thailand<br>Saudi Arabia<br>Ukraine<br>Egypt                                | 44<br>11<br>4<br>16<br>4 | 187,157<br>47,853<br>15,694<br>10,552<br>15,694 |
| 2011<br>January ~ June | 62                | 209,794          | the Republic of Korea<br>China<br>the Republic of Georgia<br>the Republic of Tunisia | 6<br>44<br>7<br>5        | 22,126<br>143,508<br>25,940<br>18,220           |

図1. 太地で捕獲されたイルカが搬入される水族館Ceta-Base | Parks with Japan Dolphins



#### 4. 動物保護団体の役割

しかし一方、日本の国内では、2010年、WAZA・JAZAおよびNGO（「海・イルカ・人」「エルザ自然保護の会」「PEACE(Put an End to Animal Cruelty and Exploitation)」「ヘルプアニマルズ」）が一同に介して話し合いが行われた。その後も、たとえば鴨川シーワールドでNGOとJAZAが会合をもっている。こうした動物の権利を主張する団体や、そもそもイルカの展示利用に疑念をもつ団体との会合をJAZAが持つことによって、イルカ類の野生捕獲と展示利用のありかたについて意見を交換し始めたという点は、新しい段階に入った兆しと言えるかもしれない。

これまで、JAZAはイルカを含め、展示目的の野生動物捕獲については、すべて「日本の法律内で問題なくやっている」という立場を表明してきた。しかし、今、WAZA加盟であろうとなかろうと、動物

園水族館が問われてはじめているのは、そもそも展示利用での生体捕獲の是非であり、そこに慎重さが求められるという点である。それぞれの国の法律や批准している条約に基づく法令の遵守はもちろんだが、それを守っていればそれでよいということではない。そして、展示目的の中にとりわけ「ショー」の要素が含まれて、そのショーのために若いイルカを高額で入手するということが、捕獲枠内であれば問題はないのだ、という考え方や態度の先に、何が待ち受けているのかを深く考えるべきであろう。

それまで太地町の追い込み漁でとれたイルカから、国内水族館の割り当てを調整してきた鯨類会議は2015年12月に解散し、翌月、「鯨類研究協議会発足（会員30施設）」へと変わり（下関水族館館長が会長）、新たな情報交換の場となつたとのことである。

紙面も限られており、今回はAnimal Welfareの概念と歴史を簡単に紹介し、その考え方をベースに作られたWAZAの倫理要綱と、その観点からイルカの捕獲方法や展示目的の外国水族館も含む高額商取引の実態が問題視してきた事実を紹介した。

次回は、野生動物保全と「展示利用」のありかたについても、掘り下げて考えてみよう。ヨーロッパやアメリカでは、イルカ類の飼育自体をやめるところも出てきている。日本では、イルカ類のショーがあって水族館の経営は成り立つ、という主張も少なくない。見て楽しむという動物園水族館の利用のありかたに対しても少しは議論ができるような論拠を用意したいと思う。

#### [文献]

- ・ターナー、ジェイムズ(斎藤九一訳)(1994)「動物への配慮」法政大学出版会
- ・James F. Turnbull and Iain Berrill (2010) The UFAW Handbook on the Care and Management of Laboratory and Other Research Animals, Eighth Edition, UFAW.